

ルーマニア

特許法

法律 No. 64/1991

2014年8月19日ルーマニア官報 No. 613 第 I 部に公布

目次

第 I 章 総則

第 1 条

第 2 条

第 3 条

第 4 条

第 5 条

第 II 章 特許を受けることができる発明

第 6 条

第 7 条

第 8 条

第 9 条

第 10 条

第 11 条

第 12 条

第 III 章 特許出願の登録，公開及び審査，特許の付与

第 13 条

第 14 条

第 15 条

第 16 条

第 17 条

第 18 条

第 19 条

第 20 条

第 21 条

第 22 条

第 23 条

第 24 条

第 25 条

第 26 条

第 27 条

第 28 条

第 29 条

第 30 条

第 IV 章 権利及び義務

第 31 条

第 32 条

第 33 条

第 34 条

第 35 条

第 36 条

第 37 条

第 38 条

第 39 条

第 40 条

第 41 条

第 V 章 権利の移転

第 42 条

第 43 条

第 44 条

第 45 条

第 46 条

第 47 条

第 VI 章 発明に関する権利の防御

第 48 条

第 49 条

第 50 条

第 51 条

第 52 条

第 53 条

第 54 条

第 55 条

第 56 条

第 57 条

第 58 条

第 59 条

第 60 条

第 61 条

第 62 条

第 63 条

第 64 条

第 VII 章 国家発明商標庁の責務

第 65 条

第 66 条

第 VIII 章 経過規定及び最終規定

第 67 条

第 68 条

第 69 条

第 I 章 総則

第 1 条

1. 発明に関する権利は、本法に定める条件に基づいて国家発明商標庁によって行われる特許の付与により、ルーマニア領域に関して承認され、保護される。
2. 欧州特許から生じる権利もまた、本法に従って承認され、保護される。

第 2 条

本法の適用上、次の用語は次の通り定義する。

- (a) 欧州特許－欧州特許条約に基づいて付与される特許
- (b) 国際出願－特許協力条約に基づいて提出される、発明の保護を求める出願
- (c) 工業所有権代理人－工業所有権分野(発明, 商標, 意匠等)において支援の提供を専門としており、当該行為を合法的に実行する者
- (d) 欧州特許条約－欧州特許の付与に関する条約(EPC)であって、1973年10月5日にミュンヘンにおいて締結され、EPC 第 63 条を改正する 1991 年 12 月 17 日の法律によって、及び 1978 年 12 月 21 日、1994 年 12 月 13 日、1995 年 10 月 20 日、1996 年 12 月 5 日及び 1998 年 12 月 10 日の EPO 管理理事会決定によって、並びに 2000 年 11 月 20 日にミュンヘンにおいて採択された改正法によって修正されたもの
- (e) パリ条約－工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約であって、その後、改正及び修正されたもの
- (f) 明細書－発明についての書面による説明
- (g) 発明者－発明を創作した者
- (h) 職業代理人－工業所有権代理人であって、国家発明商標庁に対する手続において代理行為もすることができる者
- (i) OSIM－国家発明商標庁
- (j) 前主－特許出願の提出前に特許についての権限を有していた自然人又は法人
- (k) 公告(又は公開)－公衆が閲覧することができる形での情報の宣伝
- (l) 出願人－特許の付与を出願する自然人又は法人
- (m) 権利承継人－特許の付与を受ける権利又は付与された特許から生じる権利の何れかの移転先である自然人又は法人
- (n) クレーム－特許の一部であって、求める保護の主題で構成されており、その内容が保護の範囲を決定するもの
- (o) 特許所有者－特許によって与えられる権利が帰属する自然人又は法人
- (p) 使用者－合法的に機能する法人
- (q) 発明の実施者－発明を合法的に実施する自然人又は法人。発明の実施者は、特許所有者と同一人であり得る。

第 3 条

特許を受ける権利は、発明者又はその権利承継人に属する。

第4条

1. 発明が複数の発明者によって共同して創作された場合は、それらの各人が共同発明者の地位を保有し、その権利はこれらの者の共有に属する。
2. 2以上の者が同一発明を相互に独立して創作した場合は、特許を受ける権利は最先の出願日を有する特許出願を行った者に属する。

第5条

外国の自然人又は法人であつて、ルーマニア領域外に住所又は登録営業所を有する者は、ルーマニアが当事国である発明に関する国際的な条約又は協定に従つて、本法の規定による利益を受ける。

第 II 章 特許を受けることができる発明

第 6 条

1. すべての技術分野における物又は方法を主題とする発明は、それが新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上、利用可能であることを条件として、特許を付与される。
2. 生物工学分野の発明は、それが次の事項に関するものであるときは、特許を受けることができる。
 - (a) 前に自然界で発生していたか否かを問わず、自然環境から分離される又は何らかの技術的方法によって生産される生物学的材料
 - (b) 発明の技術的実行可能性が特定の植物品種又は動物品種に限定されていない場合の植物又は動物
 - (c) 微生物学的方法若しくは他の技術的方法又はそのような方法によって取得される、植物品種又は動物品種以外の物
 - (d) その要素の構造が自然界の要素の構造と同一であるか否かを問わず、人体から分離された又は他に技術的方法によって生産された要素。これには、遺伝子の配列又は部分配列を含む。

第 7 条

1. 特に次のものは、第 6 条の意味における発明とはみなされない。
 - (a) 発見、科学の理論及び数学的方法
 - (b) 審美的創作物
 - (c) 精神的な行為の遂行、遊戯又は事業活動に関する計画、法則又は方法並びにコンピュータ・プログラム
 - (d) 情報の提示
2. 1. の規定は、そこで言及した主題又は活動に関する特許性を、特許出願又は特許が当該主題又は活動それ自体に係る場合に限り、排除する。

第 8 条

1. 次の事項に関しては、本法に基づいて特許の付与を受けることができない。
 - (a) 実施した場合は、公の秩序又は善良の風俗に反することになる発明。これには、人間、動物又は植物の健康又は生命にとって有害である発明及び環境を著しく害する虞のある発明を含める。ただし、特許性からの当該除外は、単に、その利用が法の規定によって禁止されているという事実のみに依拠することはできない。
 - (b) 植物品種及び動物品種並びに植物又は動物を生産するための本質的に生物学的な方法。この規定は、微生物学的方法又はそれによって取得される物には適用しない。
 - (c) 種々の形成又は発達段階にある人体をその主題とする発明並びに遺伝子の配列又はその部分配列を含め、人体の構成要素の 1 の単なる発見
 - (d) 手術又は治療による人体又は動物の体の処置方法及び人体又は動物の体に適用される診断方法
2. 1. (d) の規定は、物、特に当該方法において使用される物質又は組成物には適用しない。

第9条

1. 発明は、それが技術水準の一部でない場合は、新規であるものとみなされる。
2. 技術水準は、特許出願日前に書面又は口頭による説明、使用、その他何らかの態様で公衆に利用可能となっている一切の知識を含んでいると考える。
3. 技術水準はまた、OSIM に提出された特許出願及びルーマニアにおいて国内段階に移行した国際出願又は出願時にルーマニアを指定国としている欧州特許出願の内容も含んでいると考えるが、その出願日が2.にいう日より先であり、それらが、本法に従い、当該日以後に公開されることを条件とする。
4. 2.及び3.の規定は、技術水準に含まれる物質又は組成物であって、第8条1.(d)にいう方法において使用されるものの特許性を排除しない。ただし、当該方法におけるその使用が技術水準に含まれていないことを条件とする。
5. 2.及び3.の規定は、4.にいう物質又は組成物の第8条1.(d)にいう方法における他の特定の使用について、その特許性を排除しない。ただし、当該方法におけるその使用が技術水準に含まれていないことを条件とする。

第10条

1. 第9条の適用に際しては、発明の開示は、それが特許出願前6月以内になされたものであり、かつ、次の事項を理由とする又はその事項の結果である場合は、考慮されない。
 - (a) 出願人又はその法律上の前主に対する明白な濫用、又は
 - (b) 出願人又はその法律上の前主が、1928年11月22日にパリにおいて調印され、その後の改正を含む「国際博覧会に関する条約」の条件に該当する公式又は公認の国際博覧会においてその発明を開示したという事実
2. 1.(b)の規定は、出願人がその特許出願の時にその発明が現実に展示されていたことを陳述し、かつ、その陳述を裏付ける書類を本法の施行規則に規定する期限内に、かつ、同規定する条件に基づいて提出する場合に限り適用される。

第11条

1. 発明は、技術水準を考慮して、当該技術の熟練者にとって自明でない場合は、進歩性を有するものと認められる。
2. 第9条3.にいう特許出願は、技術水準には含まれるが、進歩性があるか否かを決定するときは、考慮されない。

第12条

1. 発明は、農業を含め何らかの種類の産業において製造又は使用することができる場合は、産業上の利用可能性を有するものとみなされる。
2. 遺伝子の配列又は部分配列の産業上の利用は、特許出願において開示しなければならない。

第 III 章 特許出願の登録、公開及び審査、特許の付与

第 13 条

1. 特許出願書類はルーマニア語で作成されており、次のものを含んでいなければならない。
 - (a) 特許の付与を求める願書
 - (b) 出願人を特定する情報
 - (c) 発明の明細書
 - (d) 1 又は 2 以上のクレーム
 - (e) 明細書又はクレームにおいて言及した図面
2. 出願人が発明者でない場合は、特許出願は、発明者を特定する明細も含まなければならない。かつ、特許を受ける権利の由来を示す書類が添付されなければならない。
3. 2. にいう書類は、特許出願に関する決定が行われる前に提出しなければならない。
4. 特許出願は、特許の付与を受ける権利を有する者が本人自身で又は本法の施行規則に定める方法で提出しなければならない。
5. OSIM におけるすべての手続において、出願人は特許の付与を受ける権利を有している者とみなされる。
6. 特許出願は出願人の選択に従い、紙面により又は OSIM によって合意され、かつ、本法の施行規則に定める送付の方式及び手段によって提出しなければならない。
7. 特許出願には要約書が添付されるものとし、それは、特許出願の公開日前 2 月より後に提出することはできない。
8. 要約書は専ら、技術情報として使用される。要約書は他の目的で考慮することはできず、特に、保護の範囲を解釈する目的でも、また、第 9 条 3. の規定を適用する目的でも使用することができない。

第 14 条

1. 特許出願の出願日は、次のものが OSIM に提出された日とする。
 - (a) 特許の付与を請求する旨の明示又は黙示の表示
 - (b) 出願人を特定する、又は OSIM から出願人への連絡を可能にする表示
 - (c) 外見上、発明の明細書と思われる部分
2. 明細書の一部が欠落している場合は、出願日認定の目的上、当該部分は後日提出することができ、その場合は、出願日は、当該部分が提出され、かつ、当該部分の登録のための手数料が納付された日とする。
3. 1. (c) に指定されている明細書の一部であって、欠落していたが、後日に提出されたものが取り下げられた場合は、出願日は 1. に定める要件が満たされた日とする。
4. 後にする提出についての条件及び欠落していたが、2. の規定により後に提出する部分の取下についての条件は、本法の施行規則によって定める。
5. 特許出願が、外見上、明細書と思われるものを含んでいない場合は、出願日認定の目的上、本法の施行規則の規定を遵守しつつ、その出願においてルーマニア語により、その明細書に代替する、何れかの官庁に提出された先の出願に言及することができる。それが行われない場合は、その出願は特許出願としては取り扱わない。
6. 特許出願は国家特許出願登録簿に登録される。登録簿に記載される情報は、特別法に従

って工業所有権公報において公開されるまでは、公衆の利用に供されない。

7. 発明に係るクレーム及び図面は、法定手数料の納付を条件として、特許出願日から 2 月以内に提出することができる。

8. 国際特許出願及び欧州特許出願の場合は、出願日はルーマニアが当事国である国際的な条約又は協定から帰結される日とし、その日が国家特許出願登録簿に登録される。

第 15 条

1. 自然人又は法人は、正当な理由があるときは、明細書、クレーム及び図面を外国語で提出することができるが、特許出願の登録日又は該当する場合は、国内段階への移行日から 2 月以内に OSIM に対して、当該書類に関する認証されたルーマニア語翻訳文を提出し、かつ、法定手数料を納付することを条件とする。

2. 次のものは、出願の様式及び内容に関する本法に基づく要件を満たしているものとみなす。

(a) 国際出願であって、1970年6月19日にワシントンにおける外交会議によって採択され、国家評議会の1979年3月2日の命令 No. 81 によって批准された特許協力条約及びその後の修正によって定める様式及び内容についての要件を満たしているもの

(b) 国際出願であって、その処理又は審査が開始された後、特許協力条約に規定し、かつ、OSIM 又は OSIM の代理として行動する EPO によって要求される様式及び内容に関する要件を満たしているもの

3. 出願の様式及び内容に関して本法の施行規則に定める他のすべての要件も満たされなければならない。

4. その特許出願の提出は、第 13 条 1. 又は第 15 条 1. の規定が満たされることを条件として、正規の国内出願の効力を生じさせる。

5. 正規の国内出願とは、出願日を確定するのに十分なすべての出願を意味し、その出願が如何なる結果になるかを問わない。

第 16 条

第 13 条 1. 及び第 15 条 1. に従って OSIM に正規に特許出願をした者又はその権利承継人は、その出願日から、同一発明に関するその後の他のすべての出願に関して優先権を享受する。

第 17 条

1. 特許出願においては、発明は当該技術の熟練者がその発明を実行することができるよう十分な程度に明瞭かつ完全に開示されなければならない。

2. 発明が生物学的材料又は生物学的材料の使用に関するものであり、その材料が、公衆が利用することができないものであり、かつ、特許出願において、その発明を当該技術の熟練者が実行できるように記述することができないものである場合は、1. に規定した要件は、出願人が、その生物学的材料が特許出願日前に国際寄託機関に寄託されたことを証明する書類を提出したときに限り、満たされたものとみなす。

3. クレームは、保護を求める事項を定義していなければならない、また、それは明瞭かつ簡潔であり、発明の明細書により支持されていなければならない。

第 18 条

1. 特許出願は、1 の発明又は単一の発明概念を構成するように関連付けられた一群の発明のみに係るものでなければならない。
2. 1. に示されている条件を満たしていない特許出願に関しては、出願についての決定がなされる時まで、出願人はその発意又は OSIM の要求の何れかにより、それを分割することができる。
3. 分割から生じる出願は、原出願において開示されていた内容を超えない要素のみをクレームしなければならない。分割から生じる出願は、それが前記の要件を満たしている場合は、原出願の出願日に提出されたものとみなし、かつ、その各々は、原出願によって主張されていた優先権を享受する。

第 19 条

1. 工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国において特許、実用新案又は実用証の出願を正規に提出した者又はその権利承継人は、同一発明に関する、ルーマニアにおける後の特許出願の目的上、先の出願の出願日から 12 月の間、優先権を享受する。
2. 出願が行われた、パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国内法に基づく正規の国内出願と同等である出願はすべて、優先権を生じさせるものとして承認される。
3. 欧州特許出願であって、ルーマニアを指定国としており、出願日が認定されたものは、ルーマニアにおいて正規の国内出願と同等であり、欧州特許出願に関して主張されている優先権は、該当するときは、考慮される。
4. 特許出願の出願人は、同一発明に関する先の出願による優先権の利益を得ることができるが、同人がその特許出願と共に、本法の施行規則に定める規定に基づく優先権書類によって正当化された先の出願の優先権を主張する申立書を提出することを条件とする。
5. 1. の規定に従うことを条件として、特許出願に関して複数の優先権を主張すること及びその承認を受けることができるが、その特許出願のこれらの要素であって、優先権が主張される出願に含まれているもののみを対象とする。
6. 該当する場合は、同一クレームに関して複数の優先権を主張することもできる。
7. 優先権は、特許出願において全体として明瞭に開示されているこれらの要素に限り承認を受けることができる。

優先権は、優先権期限の到来後であるが、当該期限の到来から 2 月以内である出願日において、所定の手数料を納付し、先の出願の優先権を主張する出願又は主張することができた出願についても承認を受けることができるが、次の事項を条件とする。

- (a) その趣旨での明示の請求が、本法の施行規則に定める条件に基づいて作成されること
 - (b) 請求が所定の期限内に作成されること
 - (c) 請求が、優先権期限が守られなかった理由を提示すること
 - (d) OSIM が、後の特許出願は優先権期限内に提出されなかったが、それに関して注意が払われていた又は期限の不遵守が意図的なものでなかった旨の認定をすること
8. 出願人が他人に属する優先権を主張する場合は、出願人が先の出願による優先権を主張する権限を有する旨の事実を証明する許諾書が、譲渡人によって OSIM に提出されなければならない。

9. 許諾書は、優先権を主張する日から遅くとも3月以内に提出されなければならない。

第20条

1. 後の特許出願が先の出願の出願人又はその権利承継人により、OSIMによって認定された特許出願日から12月の期限内に提出される場合は、国内優先権という名称の優先権を同一発明に関する後の出願に対して主張することができる。後の出願に関して国内優先権が主張されるときは、優先権が主張されている先の出願は、それについての決定がされていないときは、取り下げられたものとみなす。
2. 国内優先権は、後の出願の出願日に、又は当該日から2月以内に主張することができる。
3. 後の出願に関して主張される、先の出願の国内優先権は、次の場合は承認されない。
 - (a) 少なくとも1の特許出願が、前記第16条に基づく優先権を享受した場合
 - (b) 先の出願について複数の国内優先権が主張されたが、当該優先日の1が後の出願の出願日から起算して12月の期限前である場合
 - (c) 国内優先権書類が、本法の施行規則に規定する期限内に提出されなかった場合

第21条

1. 出願人が特許出願を提出するときに優先権の主張をしていない場合は、同人は所定の手数料を納付し、当該日から2月の期間内に本法の施行規則の規定に従って、その主張をすることができる。
2. 優先権書類は、最先の優先日から16月又は、該当する場合は、国内段階の開始日から4月の期限内に、提出しなければならない。
3. 優先権主張の基礎として使用された先の特許出願の翻訳文が審査手続においてOSIMが必要とする場合は、OSIMは出願人に対し、先の出願に関する認証されたルーマニア語翻訳文を本法の施行規則の規定に従って提出するよう求める。
4. 2.又は第19条の規定を守らなかったことを理由とする優先権の不承認は、出願日又は国内段階への移行日から6月以内にOSIMによって決定される。

第22条

1. 国内経路によってされた特許出願であって、正規の国内出願が行われたものは、第38条2.に規定する場合を除き、出願日から又は優先権が承認されている場合は優先日から18月の期間の満了後に、速やかに公開される。
2. 特許協力条約に基づいてされた特許出願は、国内段階の開始から6月の期間の満了後に、速やかに公開される。
3. 権限を有する自然人又は法人から請求があった場合は、特許出願の公開は、本法の施行規則の規定に基づいて、1.又は2.に規定する時期より早期に行うことができる。
4. 特許の付与決定が、1.に規定した期限の到来前に行われた場合は、特許出願の公開は、特許の付与決定に言及する通知の公告と同時に行われる。
5. 第38条2.にいう特許出願は、それに含まれている情報の機密区分されている状態が解除された日から3月以内に公開される。
6. 18月期間の満了前に、拒絶の決定、特許出願の取下げ又は取下げとみなす宣言がされた場合は、その特許出願は公開されない。

7. 特許出願の公開は、工業所有権公報において言及されるものとし、また、本法の施行規則の規定に従って行われる。

第 23 条

1. 出願人からの請求があつた場合は、OSIM は調査報告書を作成するものとし、それには、適切な場合は、特許性に関する見解を添付することができる。OSIM はまた、本法の施行規則の規定に従って調査報告書を公開する。
2. 調査報告書が特許出願と同時に公開されない場合は、その報告書は後で公開される。

第 24 条

1. 特許出願についての審査は、出願日若しくは該当する場合は、国内段階開始日に、又はそれら何れかの日から 30 月以内に請求することができる。
2. 国家機密に区分されている情報を含む特許出願については、審査請求は、特許出願の出願日において、又は当該機密性の解除の日から 3 月以内に、ただし、第 30 条に規定する特許存続期間の満了前 30 月より遅くない時期に請求することができる。

第 25 条

OSIM は、次の条件が満たされているか否かを審査しなければならない。

A. 特許出願が次のものを満たしていること

- (a) 第 5 条の規定
- (b) 第 13 条から第 15 条までに定める、出願に関する要件
- (c) 第 19 条、第 20 条及び第 21 条に定める、優先権の承認に関する要件
- (d) 第 18 条 1. に定める、発明の単一性の要件

B. 出願の対象である発明が次の通りであること

- (a) 第 17 条に従って開示されていること
- (b) 第 7 条 1. に基づき、特許性から除外されていないこと、又は第 8 条の規定の不遵守に当たらないこと
- (c) 第 6 条及び第 9 条から第 12 条までに基づく特許性の条件を満たすこと

第 26 条

1. OSIM は正規に行われた国内出願に関して出願人に対し、出願人若しくは発明者を特定するために又は特許性の条件を充足するために必要と考える説明又は書類を提出するよう要求する権限を有する。
2. 特許出願又は特許に関するすべての手続において、OSIM は出願人、特許所有者又は利害関係人に対し通告を送付することができ、また、それらの者は OSIM に対して連絡をすることができるが、本法の施行規則に規定する期限、請求に基づいて OSIM によって延期された期限を遵守すること、及び手数料の納付を条件とする。
3. 通告の不在は、出願人、特許所有者又は利害関係人を本法の要求に従う義務から免除するものではない。
4. 出願人は、他国において付与された特許の写しを含め、同人の発明に関係する一切の公開文書を OSIM に提出しなければならない。

5. 出願人又はその権利承継人は、OSIM の要求又は自己の発意により、OSIM による決定がなされるまで、特許出願を補正することができる。ただし、発明の開示が出願日における特許出願の内容を超えていないことを条件とする。

第 27 条

1. 特許出願審査報告書を基礎として、OSIM は専門の審査委員会を通じ、特許を付与するか又は特許出願を拒絶するかの決定を行う。

2. OSIM は、次の場合は、特許出願を拒絶する旨の決定をしなければならない。

(a) 特許出願が、第 5 条、第 15 条 1. 及び 4. 並びに第 37 条 2. の要件を満たしていない場合

(b) 出願に係る発明が第 7 条の意味において特許を受けることができないものであるか、第 8 条の規定の適用を受けるか、又は第 6 条、第 9 条、第 11 条及び第 12 条に定める特許性の条件を満たしていない場合

(c) 出願に係る発明が第 17 条の要件を満たしていない場合

(d) 国際登録された出願についての国内段階開始期限が経過している場合

(e) 4. (b) に基づいて出願が取り下げられたとみなされた日から 12 月の期限が経過している場合

(f) 第 63 条 2. (c) に従って、特許出願の拒絶が請求されている場合

(g) 発明者でない出願人が、第 28 条 2. に定める期限内に、同人が特許の付与を受ける権利を有する旨を証明していない場合

(h) 特許付与を見込む特許出願の審査が第 24 条に規定する期限内に請求されていない場合

3. OSIM は特許出願の取下を認知するが、出願人が書面をもって明示して請求することを条件とする。

4. 特許出願は、次の場合は、取下とみなす宣言がなされる。

(a) 発明者についての宣言が、実体審査が請求された日から 18 月以内に行われなかった場合

(b) 出願人が、明細書及び図面の形態を容認されたクレームの内容に適合させるための OSIM の通告に対して指定された期限内に応答しなかった場合

(c) その出願が、後の出願であって、国内経路によって提出されたもの、又は国際経路によって提出されてルーマニアにおいて国内段階に移行しているものにおいて優先権主張の基礎とされていた場合

(d) 特許出願が、第 63 条 2. (b) に定める状況の下にある場合

(e) 出願人が、第 14 条 7. に定める期限内にクレームを提出しなかった場合

(f) 法定手数料、すなわち、出願手数料、後のクレームの提出のための手数料、国内段階開始手数料、公開手数料又は審査手数料の 1 が本法及び本法の施行規則に定める金額及び期限内に納付されていない場合

(g) 特許出願に関し、特許の付与決定がなされたが、公告手数料、印刷手数料及び特許発行手数料が本法に定める期限内に納付されていない場合

5. 特許出願に関して OSIM によって出される決定はすべて、証拠を付して行われ、国家特許出願登録簿に登録され、また、決定がされた日から 1 月以内に出願人に連絡される。同じ登録簿に、取り下げられた特許出願に関する言及、特許出願が取り下げられたとみなす旨の宣言に関する言及も受理され、かつ、それについても連絡がされる。

6. 特許の付与又は特許出願の拒絶の決定に関する言及は、審判請求のための法定期限が到来した日から1月以内に、本法の施行規則に定める条件に基づいて、工業所有権公報に公告する。
7. OSIM は、特許の付与決定の言及を公告するものとし、また、公告と同時に、特許の明細書及び図面を公衆の利用に供するが、公告手数料、印刷手数料及び特許発行手数料が納付されていることを条件とする。
8. 公告手数料、印刷手数料及び特許発行手数料が本法に定める期限内に納付されない場合は、特許出願は取り下げられたものとみなされ、また、特許は付与されたとみなされない。
9. 特許の付与決定は、それに関する言及が工業所有権公報に公告された日に、初めて効力を生じる。
10. 機密情報を含む発明に対して特許の付与決定がされた場合は、その機密性が解除された後、7.及び9.並びに第22条4.を適用する。
11. 自然人たる出願人の死亡の場合又は法人の解散の場合は、審査手続は、本規則に定める条件の下でOSIMが権利承継人の通知を受けるまで中断される。
12. 特許についての権利又は特許の付与を受ける権利について訴訟が開始された場合は、特許付与手続は、裁判所の決定が最終かつ取消不能となるまで停止される。
13. 利害関係人は、12.に基づく決定をOSIMに通知しなければならない。

第28条

1. OSIM は決定を通告するまでは、その決定を本法に定める条件の不遵守を理由として、職権で取り消すことができる。
2. OSIM が確実な証拠に基づいて、発明者でない出願人が特許の付与を受ける権利を有していないと認定した場合は、OSIM は、決定の日から6月を超えない期間で、当該決定の通告を延期する手続をとることができる。出願人がこの期間内に、同人が特許の付与を受ける権利を有していることを証明することができない場合は、特許の付与決定は1.に従って取り消され、また、特許出願は拒絶される。

第29条

1. 特許は、特許の付与決定に基づき、OSIM 長官が発行する。欧州特許については、OSIM が本法に従い、その特許のルーマニアにおける有効性を証明する。
2. 特許発行日は、その発行についての言及が工業所有権公報に公告された日とする。
3. 特許は、国家特許登録簿に記録される。
4. 欧州特許は、本法に定める条件が満たされている場合は、国家特許登録簿に登録される。

第30条

1. 特許の存続期間は、出願日から20年とする。
2. 欧州特許については、1.に基づく存続期間は、欧州特許条約に従って、その出願に関する正規の国内出願がされた日から起算する。
3. 特許が付与された医薬品又は植物保護製品については、補充的保護証明書の付与を、医薬品の補充的保護証明書の創設に関する1992年6月18日の理事会規則(EEC)No. 1768/92に基づいて、及び植物保護製品の補充的保護証明書の創設に関する1996年7月23日の欧州議

会及び理事会の規則(EC)No. 1610/96 に基づいて受けることができる。

第 IV 章 権利及び義務

第 31 条

1. 特許は、その所有者に存続期間全体に亘り実施についての排他権を付与する。
2. 所有者の同意を得ないで次の行為をすることは禁止される。
 - (a) 特許の主題が物である場合は、その物を製造し、使用し、販売の申出をし、販売し、又は使用、販売の申出若しくは販売のために輸入すること
 - (b) 特許の主題が方法である場合は、その方法を使用すること、及びその方法によって直接取得された物を使用し、販売の申出をし、販売し、又はこれらの目的で輸入すること
3. 特許又は特許出願によって付与される保護の範囲は、クレームの内容によって決定される。同時に、発明の明細書及び図面がクレームの解釈のために使用される。
4. 付与に至るまでの期間においては、特許出願によって与えられる保護の範囲は、第 22 条に基づいて公開されたクレームによって決定される。
5. 付与された又は一部の取消又は無効により補正された特許は、特許出願によって与えられる保護を遡及して決定するが、当該保護がそれによって拡大されないことを条件とする。
6. 特許によって与えられる保護の範囲を決定するときは、クレームに記載されている要素と同等の要素について適切な考慮がされる。特許の主題が方法である場合は、特許によって与えられる保護は、その特許方法によって直接に取得される物に及ぶ。
7. 特定の特性を有する生物学的材料に関する特許によって与えられる保護は、特許を受けた材料から生殖又は繁殖により、同一の又は異なる形態において派生し、かつ、同一の特性を有するすべての材料に適用される。
8. 特定の特性を有する生物学的材料の生産を可能にする方法に関する特許により与えられる保護は、当該方法により直接に取得される生物学的材料又は当該方法により直接に取得される生物学的材料から派生するその他の生物学的材料及び生殖又は増殖により同一の又は異なる形態において直接に取得された生物学的材料を元にして取得され、かつ、同一の特性を有するその他の材料に適用される。
9. 遺伝子情報を含むか、又は遺伝子情報によって構成される物に対する特許によって与えられる保護は、その物を組み込んでおり、また、そこに遺伝子情報が含まれており、かつ、その機能を果たす他のすべての材料に及ぶ。ただし、形成又は発達の種々の段階にある人体は、この対象から除外される。
10. 7. から 9. までにいう保護は、特許所有者によって又はその同意を得て、ルーマニア領域内において販売された又は販売の申出がされた生物学的材料から生殖又は繁殖によって得られる生物学的材料に対しては、その生殖又は繁殖がその生物学的材料の市場投入の理由である利用から必然的に生じるものであるときは、適用されない。ただし、取得された生物学的材料がその後他の生殖又は増殖のために使用されていないことを条件とする。

第 32 条

第 22 条 1. から 3. までに基づく公開の日から、特許出願は、第 31 条に定める保護を仮に出願人に与える。

第 33 条

1. 次の行為は、第 31 条及び第 32 条に定める権利についての侵害を構成しない。

(a) ルーマニアも当事国である国際的な条約又は協定の同盟国である国に属する車両、航空機又は船舶が一時的に又は偶発的にルーマニアの領域内に入った場合に、当該車両、航空機又は船舶の構造若しくは操作において又はそれらに使用される装置において特許発明を使用する行為。ただし、当該使用が専らその車両、航空機又は船舶の必要を満たすためであることを条件とする。

(b) 第 31 条 2. にいう行為の実行であって、特許又は公開された特許出願の主題を、ルーマニア領域において善意で、その特許の所有者からは独立して、かつ、その発明に係る正規の国内出願が行われる前又は承認された優先日前に、実施していた又はその製造若しくは使用に向けた現実かつ実効的な準備を行っていた者によるもの。この場合は、同人は正規の国内出願の出願日又は承認された優先日において行っていた範囲においてその発明の実施を継続することができる。ただし、その実施の権利は、同人の事業又はその事業の内の、その発明の実施に係る部分と共に移転する場合を除き、移転することができない。

(c) 第 31 条 2. にいう行為の実行であって、専ら私的であり、かつ非商業目的のもの。生産又は該当する場合は、その発明の使用であって、専ら私的であり、かつ非商業目的のもの。

(d) 特許所有者によって又はその明示の承諾を得て、前に販売された、発明の主題を構成している物の見本を欧州連合の領域内において販売又は販売の申出をする行為

(e) 専ら非商業的実験の目的での特許発明の主題の使用

(f) 第三者による善意の実施又はその実施に向けた現実かつ有効な準備であって、特許所有者の権利の喪失からその特許の回復に至る期間におけるもの。この場合、当該人は権利の回復に関する言及の公告の日に行っていたのと同じ範囲でその発明の実施を継続することができる。ただし、その実施の権利は、同人の事業又はその事業の内の、その発明の実施に係る部分と共に移転する場合を除き、移転することができない。

(g) 保護が放棄された発明又はその一部に関する第三者による利用

2. 原翻訳文における特許出願又は欧州特許によって付与される権利の侵害とならない範囲においてその発明を善意で実施していた又は実施に向けた現実かつ有効な準備をしていた者は、訂正された翻訳文が有効になった後においても、支払をすることなく、原翻訳文が有効になった日に存在していた範囲において、同人の企業内で又はその必要のために、その発明の実施を継続することができる。

第 34 条

1. 発明者は、付与された特許、その雇用記録及び同人の発明に係る他の書類又は刊行物に、同人の完全名称及び地位を掲載される権利を有する。

2. 特許所有者が発明者と同一人でない場合は、後者に対して特許証の副本が交付される。

3. 発明者が明示して請求した場合は、発明者の完全名称は公表されない。当該請求は、所定の手数料の納付を必要とする。

第 35 条

第 40 条 3. に基づく権利喪失が生じた場合において、特許所有者は、正当な理由があるときは、権利喪失に係る公告の日から 6 月以内に、特許の回復を OSIM に申請することができる。

申請の登録から 60 日以内に、OSIM は、所定の手数料が納付されることを条件として、回復申請について決定する。特許回復についての言及を、決定が最終かつ取消不能となった日から 30 日以内に工業所有権公報に公告する。

第 36 条

1. 特許所有者は、OSIM に陳述書を提出することによって特許の全部又は一部を放棄することができる。
2. 従業者発明の場合は、特許所有者は、特許を放棄する同人の意図を発明者に通知しなければならない。特許所有者は、発明者の請求があったときは、特許権及び特許に関する如何なる記録も発明者に移転しなければならない。ただし、従業者が特許された発明に関して、非排他的ライセンスを使用者に許諾することを条件とする。非排他的ライセンスの許諾条件は、使用者の内部規則において特定の規定により定められる。当該特定規定が存在しない場合は、ライセンス許諾条件は、当事者の同意により定められる。
3. 特許がライセンス契約の対象である場合は、放棄は、ライセンシーの合意がある場合に限り可能とする。
4. 発明又は発明の一部であって、保護が放棄されたものについては、第三者はそれを自由に実施することができる。
5. 第 38 条 2. に基づく機密情報を含む発明に対して付与される特許については、放棄は、当該機密性が解除され、また、特許の付与決定についての言及及び特許発明に係る明細書、クレーム及び図面が第 27 条 6. に従って公告された後に限り、行うことができる。
6. 放棄は、OSIM において国家特許登録簿に登録されるものとし、また、工業所有権公報において公告された日に効力を生じる。

第 37 条

1. OSIM に対する手続においては、出願人、譲渡人、所有者又はその他の利害関係人は、本法の施行規則に定める条件に基づき及びその期限内において OSIM に提出された委任状に基づく代理人によって代理されることが可能である。
2. 前記の者であって、ルーマニア領域内に住所及び登録営業所の何れも有していない者に対しては、代理人による代理は強制的であるが、次の事項は例外として、本人が自己の名義で行うことができる。
 - (a) 出願日の認定を受けるための特許出願の提出
 - (b) 手数料の納付
 - (c) 先の出願の写しの提出
 - (d) 前記(a), (b)及び(c)の手続に関する OSIM による通知の発出
3. 維持手数料は、何人も納付することができる。
4. 委任状が取り消された場合においては、代理人の署名は、その代理人を指名した出願人、所有者又は利害関係人の署名の効果を有さない。

第 38 条

1. OSIM に特許出願がなされた発明は、出願人の同意がない限り、出願公開が行われるまでは開示してはならず、また、公開までは、特別法に定める性質を有する。

2. ルーマニア領域内で創造され、特許出願の対象とされている発明に含まれている、国家防衛及び国家安全の分野に係る情報については、管轄当局は、それを国家機密として区分することができる。このような場合は、出願人には、その情報を区分した当局からその旨が通知され、また、契約に基づいて、本法の施行規則に定める条件に基づき、当該当局から付与される補償を受けることができる。
3. 国家機密として区分された情報の機密性は、それらを区分した当局の判断によって解除することができる。

第 39 条

1. ルーマニアの自然人がルーマニア領域内において行った発明は、OSIM に特許出願をするまでは、外国特許を取得することができない。
2. 国家機密として区分された情報を含む発明の場合は、外国特許の取得は、当該機密性が第 38 条 3. に従って解除された後に限り可能である。
3. 1. にいう発明の外国特許を取得するために、ルーマニア人である出願人又は特許所有者は、本法に基づく経済的援助を受けることができる。
4. 1. にいう発明に関しては、外国特許は、発明を創作したルーマニアの自然人又はその権利承継人が OSIM に連絡しなければならない。
5. 特許協力条約に従って他国で発明の特許を得るために国際出願の登録を行う場合は、OSIM は受理官庁として行動する。

第 40 条

1. 特許出願及び特許付与に関して OSIM によって行われる手続であって、本法及びその施行規則にいうものについては、本法に規定する金額及び期限内に手数料の納付を必要とする。
2. 特許の有効期間全体を通じ、特許所有者は毎年、特許維持手数料を納付しなければならない。
3. 当該手数料の不納により、特許所有者は、特許から生じる自己の権利を失うことになる。所有者の権利の喪失は、国家特許登録簿に記入され、工業所有権公報において公告される。維持手数料は、本法施行規則に定める条件に従って、4 年を超えない期間につき前納することもできる。
4. 外国の自然人又は法人によって納付されるべき手数料は、交換可能な通貨によって OSIM の口座に納付しなければならない。
5. 専ら誤謬又は遺漏の訂正に関する不服申立は、手数料の納付を必要としない。

第 41 条

1. OSIM に対する手続における期限を正当な理由により遵守することができなかった出願人又は特許所有者は、同人の権利を回復させることができるが、その行為を妨げた事由の解消から 2 月以内、かつ、遵守されなかった期限の到来から 1 年以内に、証拠を付した請求書を提出することを条件とする。
2. 1. の規定は、所定の期限の不遵守が次の何れかの事件に関して生じた場合は、適用しない。
 - (a) 第 19 条 5. 又は 6. 及び第 21 条 1. による優先権の主張

- (b) 第 15 条 1. による, 明細書, クレーム又は図面に係る翻訳文の提出
- (c) 第 40 条 1. による, 出願手数料及び書類調査報告手数料の納付
- (d) 第 49 条による取消申請の提出
- (e) 第 18 条 2. に規定する, 特許出願についての分割期限の到来
- (f) 第 63 条 2. (b) による, 新たな出願についての提出期限の到来
- (g) 特許維持手数料の納付

3. 1. の規定は, 第 27 条 2. (e) 及び(f), 4. (d) 及び(e) 並びに第 48 条に定める事件の何れに關しても適用しない。

4. 権利回復の請求は, 審判請求の提出に關して本法に定める金額による手数料を納付しなければならない。ただし, 第 27 条 4. (b) に規定する事件についてはこの限りでなく, 手数料の納付を必要としない。

第V章 権利の移転

第42条

1. 特許を受ける権利、特許の付与を受ける権利及び特許から派生する権利は、その全部又は一部を移転することができる。
2. 移転は、譲渡により、排他的若しくは非排他的ライセンスの付与により、又は法律による若しくは遺言による承継によってすることができる。
3. 移転は第三者に対しては、OSIM に登録された移転についての言及が工業所有権公報において公告された日以降に限り効力を有する。

第43条

1. 利害関係人から請求があった場合は、ブカレスト裁判所は、特許出願日から4年又は特許付与日から3年の内の何れか遅い方の期間が満了した後、強制ライセンスを付与することができる。
2. 1.の規定は、それに係る発明がルーマニア領域内で実施されていないか又は不十分に実施されており、かつ、特許所有者がその不活動を正当化することができない場合及び同人との間に、発明実施の条件及びその商業的利用法について合意が成立していない場合に限り、適用される。
3. ブカレスト裁判所が所与の状況を基にして、利害関係人が行ったすべての努力にも拘らず、合理的な期間内での合意成立は不可能であったと判断した場合は、同裁判所は、強制ライセンスを許可する。
4. 2.にいう場合以外に、次の場合は、ブカレスト裁判所は強制ライセンスを許可することができる。
 - (a) 国家的緊急事態の場合
 - (b) その他の極度の緊急事態の場合
 - (c) 非商業目的での公共的利用の場合
5. 4.に定める理由の1による強制ライセンスの付与は、2.に規定する要件の充足を要求しない。ただし、ライセンシーは、出願人又は特許所有者に対して速やかに、裁判所によって与えられた許可について通知しなければならない。
6. 非商業目的での公共的利用の場合は、政府又は政府によって許可された第三者は、有効な特許が政府又は当該第三者により使用若しくは使用の予定であることを知っているか又は知るべき明白な理由を有している場合は、その旨を合理的期間内に特許所有者に通知しなければならない。
7. ある特許が、先の正規の国内出願日を有する出願に対して付与された他の特許によって与えられた権利を侵害することなしには実施することができない場合は、後の特許を実施するための強制ライセンスについては、次の追加条件が充足される場合に限り、その許可を受けることができる。
 - (a) 後の特許においてクレームされている発明が、先の特許においてクレームされている発明と比較して、顕著な経済的重要性を有する重要な技術的進歩を含んでいること
 - (b) 先の特許の所有者が、後の特許においてクレームされている発明を実施するために、合理的な条件に基づくクロスライセンスを受ける権限を有すること

(c) 先の特許について許諾された実施の権利は、後の特許の移転のためにする場合を除き、移転することができないこと

第 44 条

1. 強制ライセンスは非排他的ライセンスとし、また、ブカレスト裁判所によって、その範囲及び存続期間並びに権利所有者が受け取ることができる、付与されるライセンスの商業的価値によって定められるロイヤルティに関する特定の条件に基づいて、付与される。
2. 政府又は政府によって許可された第三者も強制ライセンスの受益者となることができる。
3. 強制ライセンスは、主として市場への供給を目的として許可される。
4. 強制ライセンスの範囲及び存続期間は、それが許可された目的に限定される。半導体技術の分野における発明の場合は、強制ライセンスは非商業的な公共的目的のため、又は司法若しくは行政の手續の結果として反競争的と宣言された慣行を是正するために限り付与される。
5. 植物品種特許の所有者が先の特許を侵害することなしにはその特許を実施することができない場合は、同人は当該特許によって保護されている発明についての強制ライセンスを請求することができる。
6. 生物工学的発明に関する特許の所有者が、先の植物品種特許を侵害することなしにはその特許を実施することができない場合は、同人は当該特許によって保護されている植物品種の利用についての強制ライセンスを請求することができる。
7. 強制ライセンスが反競争的慣行を是正するために付与される場合は、第 43 条 3. 及び 4. 並びに第 44 条 3. は適用されない。

第 45 条

強制ライセンスは、事業の中の、当該実施の利益を受けている部分又は在庫品と共にする場合を除き、移転することができない。

第 46 条

1. ブカレスト裁判所は、利害関係人により正当な請求がされた場合において、強制ライセンスの付与を生じさせる根拠となった事情が存在しなくなっているときは、ライセンシーの正当な利益が十分に保護されることを条件として、強制ライセンスを取り消すことができる。強制ライセンスは、強制ライセンスの付与を決定した事情が再発する見込みがある場合は、取り消すことができない。
2. 強制ライセンスの使用許可に関する、及びライセンス使用に対して定められる対価に関するブカレスト裁判所の決定に対しては、ブカレスト控訴裁判所に上訴することができる。

第 47 条

強制ライセンスの付与又は、該当する場合は、取消に関する裁判所の最終かつ取消不能の決定は、利害関係人から OSIM に連絡されるものとし、OSIM は、その決定を、国家特許出願登録簿又は、該当する場合は、国家特許登録簿に登録し、かつ、連絡後 1 月以内に当該決定に関する言及を工業所有権公報に公告する。

第 VI 章 発明に関する権利の防御

第 48 条

1. 審査委員会によって行われた決定については、連絡から 3 月以内に、OSIM に対して審判請求をすることができる。
2. 審判請求の目的は、本法の施行規則に定める条件に基づき、特許の減縮とすることができる。

第 49 条

1. 利害関係人は、特許付与の言及の公告から 6 月以内に、書面をもって OSIM に対し、有効な理由を基にして特許の取消を申請する権限を有するが、次の事項が存在していることを条件とする。
 - (a) 特許の主題が、第 6 条から第 9 条まで、第 11 条及び第 12 条により、特許を受けることができるものでないこと
 - (b) 特許の主題がその発明を、当該技術の熟練者がそれを実行することができるように明瞭かつ完全には開示していないこと
 - (c) 特許の主題が、出願時の特許出願の内容を超えていること
2. 取消理由が特許の一部のみに係るときは、その特許は一部が取り消される。

第 50 条

1. 審判請求又は、該当する場合は、取消申請は、それが OSIM に登録されてから 3 月以内に、OSIM の審判部内にある審判委員会によって処理される。
2. 審判委員会の機能並びに審判請求及び取消申請の処理手続は、本法の施行規則によって定める。

第 51 条

1. OSIM によって付与された特許並びにルーマニアにおいて有効な欧州特許は、請求により無効にすることができるが、次の事項が存在していることが確認されることを条件とする。
 - (a) 特許の主題が、第 6 条から第 9 条まで、第 11 条及び第 12 条の規定により、特許を受けることができるものでないこと
 - (b) 特許の主題がその発明を、当該技術の熟練者がそれを実行することができるように明瞭かつ完全には開示していないこと
 - (c) 特許の主題が、出願時の特許出願の内容を超えていること
 - (d) 特許によって付与された保護が拡大されていること
 - (e) 特許所有者が特許の付与を受ける権利を有していない者であること
2. 無効理由が特許の一部のみに係るときは、その特許は一部が無効となる。
3. 特許の無効は、出願日からの遡及効を有する。

第 52 条

1. 特許の無効は、第 51 条 1. (d) 及び(e)に定める場合に対するものを除き、取消申請のために第 49 条に定める期限が経過した後及び特許の存続期間全体において請求をすることがで

き、また、その請求についてはブカレスト裁判所が決定する。ブカレスト裁判所の決定に対しては、連絡から 30 日以内にブカレスト控訴裁判所に上訴することができる。

2. ブカレスト控訴裁判所の決定に対しては、連絡から 30 日以内に大審院に不服申立ができる。

3. 特許を無効にする旨の最終かつ取消不能の決定は、利害関係人が OSIM に登録しなければならない。

4. 特許無効の決定の言及は、その決定の OSIM での登録から 60 日以内に工業所有権公報に公告される。

第 53 条

1. 特許出願に関する 1 又は 2 以上の方式要件の不遵守は、それが詐欺的意図から生じている場合に限り、特許の全部又は一部についての取消又は無効の理由となる。

2. 特許は、その所有者に対して、取消又は無効に関して意見書を提出すること及び本法及びその施行規則によって許可される補正又は訂正を合理的期間内に行うことができる機会を与えることなしには、その全部又は一部を取り消すこと又は無効にすることができない。

第 54 条

1. 審判委員会の証拠を付した決定は、その宣言から 30 日以内に当事者に連絡されるものとし、これについては、連絡から 30 日以内にブカレスト裁判所に上訴することができる。

2. ブカレスト裁判所の決定に対しては、ブカレスト控訴裁判所にのみ上訴することができる。

3. 審判委員会が行った、特許付与の決定の主文並びに司法当局が行った最終かつ取消不能の決定の主文は、国家登録簿に記入され、利害関係人による OSIM での登録の日から 60 日以内に工業所有権公報に公告される。

4. OSIM は、裁判所の最終かつ取消不能の決定による変更を国家登録簿に記入し、また、利害関係人による OSIM での登録の日から 60 日以内に工業所有権公報に公告する。

第 55 条

1. 発明者の地位の不法取得は、それが如何なる方法によるものでも、犯罪を構成するものとし、3 月から 2 年までの拘禁又は罰金をもって処罰される。

2. 当事者の和解により刑事責任は除去される。

第 56 条

1. 第 31 条 2. の規定に対する違反は侵害を構成し、3 月から 2 年までの拘禁又は罰金に処せられる。

2. 当事者の和解により刑事責任は除去される。

3. 特許所有者又はライセンシーは、同人に対して生じた不利益に関し、民法に定める損害賠償を受ける権限を有し、また、管轄裁判所に対し、侵害物の没収又は該当する場合は、破棄を命じるよう請求することができる。この規定は、侵害行為の実行に直接に使用される材料及び器具に適用される。

4. 第 31 条 1. にいう権利についての第三者による侵害であって、特許出願の公開後における

ものは、侵害者に対して、民法に基づく損害賠償の責めを負わせるものとし、また、損害賠償の支払を受ける権利は、特許の付与後に行使することができる。

5. 第 31 条 1. の規定に拘らず、第 31 条 2. にいう第三者による行為であって、特許出願の公開日前又は特許出願の認証謄本を添付して行われた出願人による勧告の日前に行われたものは、特許によって付与された権利の侵害とはみなさない。

第 57 条

第 31 条 2. にいう行為が勧告後も引き続き実行される場合は、司法裁判所は請求に基づき、OSIM が特許出願について決定をするまで、当該行為を停止するよう命じることができる。当該措置は、司法裁判所が定める担保金の出願人による納付を条件として命じることができる。

第 58 条

1. 第 31 条 2. (b) にいう方法特許の所有者の権利に関する侵害の場合は、同一物を取得するために使用された方法が特許方法とは異なっていることを立証する責任は、当該権利の侵害者と主張されている者の側にある。

2. 1. の規定の適用においては、特許所有者の同意を得ないで製造された同一物は、少なくとも次の事情の 1 が存在する場合において反証がないときは、その特許方法によって取得されたものとみなす。

(a) 特許方法によって取得される物が新規のものであること

(b) 同一物がその方法によって製造された十分な可能性があり、かつ、特許所有者は合理的努力を通じて、実際に使用された方法を決定することができなかつたこと

3. 特許所有者による反証の提示に際しては、侵害者と主張されている者の製造及び営業の秘密に関連する正当な利益が考慮されなければならない。

第 59 条

1. OSIM の職員並びに発明に関連する業務を行う者による、特許出願に含まれている情報の出願公開前における開示は、違法行為を構成するものとし、3 月から 3 年までの拘禁又は罰金をもって処罰される。

2. OSIM は、1. にいう違法行為の結果として生じた不利益に関し、発明者に対して責任を負う。

第 60 条

1. 発明者、特許所有者の地位又は特許から生じるその他の権利に関する紛争は、譲渡又はライセンス契約に基づく発明者の経済的権利を含め、裁判所の管轄に入る。

2. 利害関係人は、裁判所の決定が国家特許出願登録簿又は国家特許登録簿に記入され、かつ、工業所有権公報において公告されるようにするため、その決定が最終かつ取消不能となった日から 30 日以内に OSIM に連絡しなければならない。工業所有権公報における公告がない場合は、決定は第三者に対抗することができない。

第 61 条

1. 特許所有者又は 1945 年 3 月 6 日から 1989 年 12 月 22 日までの期間内にルーマニア国が付

与した特許により保護された工業所有権の所有者及びこれらの権利承継人が、特許により与えられた自己の財産権を所有者の同意のない発明の濫用により若しくは他の権利侵害行為により侵害されている場合又は所有者の同意を得て工業所有権を行使する他人が、特許により保護された自己の工業所有権が現在若しくは差し迫った不法行為に晒されて回復不可能な損害をもたらす虞がある旨の確証を提供する場合は、それらの者は、裁判所に対し暫定措置を命じるよう請求することができる。

2. 裁判所は、特に次を命じることができる。

(a) 侵害を禁止し、暫定的に停止させること

(b) 証拠保全のために適切な措置を取ること

法 280/2005 による修正、その後の修正及び完成を以て承認された工業所有権施行に関する政府緊急令 No 100/2005 の規定が適用される。

3. 適用手続規定は、知的所有権の分野における暫定措置に関する民事訴訟法に含まれる。

4. 仲介者のサービスが第三者に利用されて本法により保護された権利を侵害することになった場合、その仲介者に対しても暫定措置を命じることができる。

第 62 条

1. 税関当局は、職権により又は特許所有者の請求に基づき、第 56 条 1. に基づいて提供される商品の輸入又は輸出に関する通関手続を中止すること、又はそれら商品を税関留置の状態にするよう命じることができる。

2. 国境における特許権の行使に関する税関の権限は、通関業務において知的所有権の行使を確保するための一定の措置に関する法律 No. 344/2005 に従い、国家財務当局に属する。

第 63 条

1. 裁判所の決定が、特許に名称を掲載された者以外の者が特許の付与を受ける権利を有することを確定した場合は、OSIM は特許をその有権者に対して発行し、所有権の変更を公告する。

2. OSIM による特許付与の前に、裁判所の決定が、特許を受ける権利が出願人以外の者に属することを確定した場合は、当該権利についての権限を有するものは、裁判所の決定が最終かつ取消不能となった日から 3 月の期限内に、かつ、本法の施行規則に定める条件に基づいて、次のことをすることができる。

(a) 出願人に代わり、提出されている特許出願に関する手続を、それが同人自身の出願であるものとして、継続すること

(b) 同一発明に関して新たな特許出願を行うこと。第 18 条による、原出願の内容を超えない要素に関しては、OSIM により、原出願は新たな出願の出願日に取り下げたものとみなされることが宣言される。

(c) 出願が拒絶されることを要求すること

第 64 条

1. 裁判所からの要求があった場合は、OSIM は、委託された訴訟を判断するために必要な法律、書類及び情報を裁判所に提出するものとし、これらの文書類は最終的には返還される。裁判所への召喚は、この目的に限られる。

2. 工業所有権の分野における裁判所への請願は、裁判手数料を免除される。

第 VII 章 国家発明商標庁の責務

第 65 条

OSIM は、政府に付属する中央政府の専門機関であり、本法及びルーマニア国が当事国である国際条約及び協定に従い、ルーマニア領域において工業所有権の分野に関し唯一の権限を有する機関である。

第 66 条

発明の分野において、OSIM は次の責務を負う。

- (a) ルーマニアにおける工業所有権政策を調整すること
- (b) 発明について特許を付与及び発行するために、特許出願を登録し、公開し、審査すること
- (c) 特許出願及び特許に関するすべての明細が記録される国家特許出願登録簿及び国家特許登録簿の受託者であること
- (d) 特許協力条約の規定に従って、ルーマニアの出願人が国際出願をする特許出願についての受理官庁として行動すること
- (e) 発明の明細書に関する国の収集物を管理し、維持し、国際的交換を通じて発展させること、及びあらゆる種類の情報支援に関して、発明の分野におけるコンピュータ・データベースを作成すること
- (f) 請求に応じて、ルーマニア及び外国の発明の明細書及び工業所有権に関する公的出版物に基づく仲介及び技術情報サービス並びに非公開状態で、第 7 条 1. にいうような特許性を有していない解決法を含む書類を保存する役務を提供すること
- (g) 工業所有権代理人を証明し、許可し、それを OSIM が維持する国家登録簿に登録し、定期的に当該登録簿の資料を公表すること
- (h) 類似の政府及び政府間機関並びにルーマニアが当事国である専門的国際機関と連携すること
- (i) 当該分野における専門家のための研修及び業務改善コースを組織すること
- (j) 出願及び特許に関する情報を編集し、定期的に工業所有権公報に公表すること

第 VIII 章 経過規定及び最終規定

第 67 条

法律 No. 62/1974 に基づいて OSIM に提出された出願であって、未だ特許の付与又は特許出願の拒絶の決定がなされていないものは、本法の規定に従って決定される。

第 68 条

1. 本法の施行前に付与され、ルーマニア領域に関して有効な特許並びに改良特許は、第 30 条に規定する存続期間を有する。
2. 改良特許の有効期間全体を通じ、その発明の実施は第 43 条 7. の規定に従って行われる。
3. 実施がされている特許発明に関し発明者に対して生じる経済的権利が、本法施行前に、その一部のみが決定されているか又は全く決定がされていない場合は、それについては、発明者と当該発明を実施している企業の間で交渉が行われる。そのような場合は、交渉は、発明者とその特許出願の出願日において適用される法律に基づいて主張することができる最高の報酬額から開始される。両者間に合意が成立しない場合は、その経済的権利は第 60 条に従って決定される。
4. 特許についての権利は、法律 No. 62/1974 第 14 条に規定するように、法による譲渡によって発明の所有者となった企業が本法の施行日にその発明を実施していないか又は実施のための必要な準備をしていない場合は、法の作用により発明者に移転する。

第 69 条

有効な特許は無体財産であり、その所有者が法人である場合は、特許所有者の財産権に登録しなければならない。